

重要事項説明書
小規模多機能型居宅介護 縁

【小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護】

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護重要事項説明

(事業の目的)

第1条 (株)星天の和が設置経営する小規模多機能型居宅介護縁(以下「事業所」という)が行う小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護・要支援状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が住み慣れた地域での居宅において自立した生活を継続する事が出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うなど最もふさわしいサービス提供をする。

2 サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態又は要支援状態の軽減、若しくは悪化の防止に資するよう、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画(以下「小規模多機能計画」という)に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう目標を立て、必要なサービスを計画的に提供する。

3 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。

4 サービス提供の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。

5 サービス提供の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。

6 利用者に対して通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4日以上をめざす。

7 サービス提供の実施にあたっては、地域住民、行政、地域包括センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所、介護保険、保険医療サービス、福祉サービスの提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

8 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。

(事業者の概要)

第3条

- (1) 法人名 : 株式会社星天の和
- (2) 法人所在地 : 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 384-3
- (3) 代表者氏名 : 田村敏則
- (4) 電話番号 : 0820 - 25 - 1350 FAX : 0820 - 25 - 1383

(営業日及び営業時間)

第4条

(1) サービス提供

① 営業日 : 年中無休

② 営業時間 : 24 時間

注1) 通いサービスの提供時間は、7:00~19:00 とします。但し送迎サービス提供時間は、8:00~18:30 までとします。

注2) 宿泊サービスに関する提供時間は、17:00~翌8:00 までとします。

注3) 訪問サービス 24 時間

注4) サービス提供時間は、事前に介護支援専門員により計画された（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画ならびに居宅サービス計画（以下、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画等とします。）に基づくものとします。

(2) サービス受付

① 受付日 : 月曜日~金曜日

(祝日、12月30日~1月3日を除く)

③ 営業時間 : 8:00~17:00

注1) 緊急の場合は、電話等により 24 時間常時連絡を取るものとします。

(サービス提供事業所の概要)

第5条

事業所名	小規模多機能型居宅介護 縁
所在地	山口県熊毛郡田布施町下田布施 3 8 4 - 3
電話番号等	TEL 0820 - 25 - 1357 FAX 0820 - 25 - 1383
指定事業者番号	3597330053
通常の事業の実施地域	田布施町（離島は除く）平生町（離島は除く）

(事業所の職員体制)

第6条

	資格	常勤	非常勤	計	備考 (兼任の有無等)
管理者	介護福祉士	1 人		1 人	介護士兼務
介護支援専門員	介護支援専門員	1 人		1 人	介護支援専門員・介護士兼務
看護師	正看護師又は准看護師	1 人以上			うち介護士兼務
介護従事者	介護福祉士	4 人	3 人	7 人	
	実務者	1 人	0 人	1 人	
	ホームヘルパー1 級課程修了者		1 人	1 人	
	ホームヘルパー	1 人	0 人	1 人	

	一2級課程修了者				
	介護職員初任者研修修了者	2人	0人	2人	
	認知症介護基礎研修修了者	0人	2人	2人	

(事業所の定員及び設備の概要)

第7条

定員	登録定員	29名
	通いサービス	15名
	宿泊サービス	5名
居間及び食堂	1室 (64.24m ²)	
宿泊室	5室 (各室定員1名) 1室あたり面積 12.82m ²	
共用設備	リビングルーム、浴室、脱衣室、トイレ、ナースコール キッチン、洗濯場、洗面所、食品庫、会議室	
防災設備・避難設備	消火器、自動火災報知設備、非常警報設備、非常用照明設備	
送迎車	2台	

(管理者)

第8条 管理者は、当該事業所のサービス従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理者を一元的に行なうものとします。又、法令等に規定されている事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行なうものとします。

(介護支援専門員)

第9条 利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所は利用者の(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画等の作成を取りまとめ、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等その他関係機関との連絡・調整を行ないます。

(サービス従業者)

第10条 サービス従業者は、当事業所において利用者にサービスを提供する者としてします。

((介護予防)小規模多機能型居宅介護計画等)

第11条 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望、そのおかれている環境を踏まえ、サービス従業者と協議の上、援助の目標、当該目標、当該目標を達成するため具体的なサービスの内容などを記載した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画書等を作成します。

2 介護支援専門員は、作成した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画書等につい

て、利用者又はその家族に対して、その内容を説明し、利用者の同意を得るとともに、利用者に交付するものとします。

- 3 介護支援専門員は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画書等を基本とし、利用者の日々の容態、希望等を勘案し、随時適切な介護サービス、訪問サービス又は、宿泊サービスを組み合わせたサービスを提供するものとします。
- 4 介護支援専門員は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画書等の作成後においても、常に(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画書等の実施状況及び利用者の状態の変化等の把握を行ない、必要に応じて(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画書等の変更を行なうものとします。

(サービス内容)

第12条 サービスは、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行なうものとします。

2 事業者は、原則として、以下のサービス内容の中から(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画書等に基づき、サービスを提供するものとします。

(1) 通いサービス

通いサービスとは、利用者が当事業所に通い、利用者の日常生活動作能力及び意欲向上のために、利用者と共に行なう自立支援のためのサービスであって、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行なうサービスです。

(2) 訪問サービス

訪問サービスとは、当事業所のサービス従業者が利用者の居宅へ訪問し、利用者の日常生活動作能力及び意欲向上のために、利用者と共に行なう自立支援のためのサービスであって、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行なうサービスです。

(3) 宿泊サービス

宿泊サービスとは、当事業所へ宿泊する利用者に対して行なう、利用者の日常生活動作能力及び意欲向上のために、利用者と共に行なう自立支援のためのサービスであって、夜間及び深夜に入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行なうサービスです。

(4) 送迎

送迎を必要とする利用者に対し、利用者宅から当該事業所間の送迎サービスを提供します。送迎車両には運転手又は従業者が添乗し、必要な介助を行ないます(送迎、移動、移乗動作の介助)。なお、天候や交通事情など諸般の事情により、所定の送迎時刻

と誤差が生じる場合があります。

(5) 相談・助言

利用者及び家族の日常生活における介護などに関する相談及び助言を行ないます。

(6) 行政機関への手続きの代行

利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行なうことが困難である場合に限り、利用者の同意を得て、その手続きを利用者に代わって提出することができます。

(サービス利用料金)

第13条 サービス利用料金は、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠した金額となり、利用者は事業者に対して、下記のサービス利用料金から保険給付額を控除した金額（以下、「利用者負担額」とします。）を支払うものとします。法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠の額（介護報酬告示の額）全額になります。なお、サービス利用料金表については別紙に記載いたします。

(交通費その他の費用)

第14条 サービス従業者がサービスを提供するため、利用者宅を訪問する際に係る交通費は、第5条に記載する通常の事業の実施地域の利用者は、無料とします。

2 第5条に記載する通常の事業の実施地域以外の利用者は、事業者に対して前項に定める交通費の実費を支払います。その場合の実費は、第5条に記載する通常の事業の実施地域を越えた地点から目的地までの区間における往復の公共交通機関利用実費又は自動車使用時の経費[20円/km]（消費税込）、有料道路代、通行料です。

注) サービス従業者の移動手段は、地域により異なります。

3 買い物、通院及び外出介助等のサービスを利用する際に係る交通費は、原則として利用者の負担となります。交通費は、通院及び外出介助の場合、同乗する事業者のサービス従業者分を含む公共交通機関利用実費とし、片道のみサービスの提供であっても、往復におけるサービス従業者分の交通費は、利用者の負担となります。

4 サービスの提供にあたり、以下の費用が発生した場合には、その費用を事業者を支払います。

①食事提供に要する費用、②宿泊に要する費用、③おむつ代、④その他サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者の負担が適当であると認められる費用。

朝食 400円、昼食 600円、夕食 600円、おやつ代 100円

宿泊に要する費用、1泊 5,000円

おむつ代 実費

(キャンセル)

第15条 利用者がサービスの利用の中止（以下、「キャンセル」とします。）をする際には、速やかに事業所まで連絡してください。

2 利用者の都合により本サービスをキャンセルする場合には、本サービス利用の前日までに連絡してください。何ら申し出なくサービスがキャンセルされた場合又は当日のキャンセルについては、利用者に次のキャンセル料金が発生します。但し、利用者の容態の急変など、緊急且つやむを得ない事情がある場合には、キャンセル料金は発生しません。

連絡時期	キャンセル料金
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	予定されていた食事に要する費用の一部

3 キャンセル料金は、当月分の利用料金の支払いに合わせて請求します。

(支払い方法)

第16条 事業所は、利用実績に基づいて1ヶ月毎にサービス利用料金・その他費用を計算し請求しますので、翌月末日までに支払うものとします。支払いは下記のいずれかの方法となります。

ア) 事業所での現金払い

イ) 事業所指定口座振込

[事業所指定口座振込の場合]

山口銀行 田布施支店 普通預金 5054286 カブシキガイシャセイテンノナゴミ
支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

(地域との連携)

第17条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、その家族、地域住民の代表者、市町の職員又は地域包括支援センターの職員、本サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下、「運営推進会議」とします。）を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議による評価に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとします。

2 事業者は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行なう等、地域との交流を図るものとします。

(事業者及びサービス従業者の義務)

第18条 事業者及びサービス従業者は、サービスの提供に当たって利用者の生命、身体及び財産の安全に配慮するものとします。

2 事業者は、サービス従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理並びに設備・備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

3 事業者は、サービスの提供に当たって、緊急時の連絡先として主治医を確認する等、医師及び医療機関等への連絡体制の確保に努めるものとします。

4 事業者は、利用者に対するサービスの提供内容について記録を作成し、サービス実施日の終了時ごとに利用者又は家族等による確認を受けるものとします。また、作成したサービス実施記録及び各種介護計画書は、その完結の日から5年間保存し、利用者又はその連帯保証人の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第19条 サービス従業者は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに救急隊、主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、事業所の管理者に報告します。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から5年間保存するものとします。

4 事業者は、利用者に対するサービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうものとします。

(協力医療機関)

第 20 条

協力医療機関名	吉村胃腸科内科医院	やまもと 歯科
診察科目	内科	歯科
所在地	田布施町下田布施 116 - 4	田布施町波野塩坪 2165 - 6
電話番号	0820 - 52 - 3266	0820 - 53 - 0648

(損害賠償)

第 21 条 事業者は万一の事故に備えて、損害補償保険責任保険に加入しております。

損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
-------------	--------------------

(非常災害対策)

第 22 条 事業者は、風水害、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導の措置をとります。

- 2 事業所のサービス事業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知します。
- 3 事業所のサービス従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じます。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、計画などの概要を掲示します。また、当該計画に基づく防災訓練（消火、避難など）を年に 2 回以上行ないます。 防火管理者 田村 敏則

(非常災害対策 BCP)

第 23 条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止のための措置)

第 24 条 事業者は利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の設置
- (2) サービス従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施、その虐待防止のために必要な措置
- (3) 事業者は、当該事業所のサービス従業者又は養護者（日常的に世話をしている家

族、親族、同居人等利用者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行なう調査等に協力するものとします。

(成年後見制度の活用支援)

第 25 条 事業者は、利用者と適切な契約手続きを行なうため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるように支援を行なうものとします。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行なう場合の手続)

第 26 条 事業者は、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合において、次の 3 原則の全てを満たさない限り身体拘束(以下、「身体拘束等」)を行ないません。

(1) 切迫性(緊急的に拘束が必要である)

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

(2) 非代替性(他に方法が見つからない)

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

(3) 一時性(拘束する時間を限定的に定める)

身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 緊急やむを得ない場合の身体拘束は、下記の事項を留意して行なうものとします。

(1) 緊急やむを得ない場合の判断は、担当の職員個人又はチームで行なうのではなく、マニュアルに定める手順に沿って、事業所全体及び事業者で組織的判断を行なうものとします。

(2) 利用者本人及び家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等ができる限り詳細に説明し、事前に十分な理解を得るよう努め、同意を得るものとします。

(3) 身体拘束実施に関する経過観察記録を作成し、その経過について利用者本人及び家族に対して説明を行なうものとします。身体拘束廃止の観点から、当該記録を検証し、常に解除に向けての検討を行ないます。また解除後においても、妥当性の検証作業を実施し、記録を作成するものとします。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他留意事項)

第 27 条 利用者又はその家族は、第 12 条で定めた業務以外の事項をサービス従業者に依頼することはできません。

2 サービス従業者は、サービスに伴い、医療行為を行なうことはできません。

3 利用者の担当となるサービス従業者選任及び変更は、利用者に適正かつ円滑にサービスを提供するため、事業の管理者が行なうものとし、利用者がサービス従業者を指名

することができません。

- 4 利用者が、担当のサービス従業者の変更を希望する場合には、業務上不適当と判断される事由を明らかにして、当該事業所まで申し出てください。但し、業務上不適当とされる事由が無いと判断される場合には、サービス従業者の変更はできません。
- 5 訪問時間は、交通事情等により前後することがあります。
- 6 サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項に留意ください。
 - (1) サービス従業者は、貯金通帳、キャッシュカード、印鑑、年金手帳その他有価証券等は、一切預かることはできません。
 - (2) 現金や貴重品は、室内に放置せず、目に見えない場所や金庫などに保管してください。
 - (3) サービス従業者に対する贈り物や飲食等の配慮は、遠慮します。
 - (4) 利用者又はその家族は、利用者の居宅においてサービスを実施するために必要な電気、水道又はガス等の使用を、サービス従業者に無償で許可するものとします。面会時間は、8：00～17：00 とします。

(サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口)

第28条 サービスに関する相談、苦情及び要望等（以下、「苦情等」とします。）については、下記の窓口で対応します。苦情等については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容を記録し、その完結の日から5年間保存し、常に事業者としてサービスの質の向上に努めるものとします。

(1) サービス提供事業所苦情窓口

苦情等受付担当者	泊 貴子
苦情等解決責任者	田村 敏則
受付時間	24 時間
電話番号	0820 - 25 - 1357
F A X 番号	0820 - 25 - 1383

注 1) 苦情対応の基本手順

- ①苦情の受付、②苦情内容の確認、③苦情など解決責任者への報告、④苦情解決に向けた対応の実施、⑤原因究明、⑥再発防止及び改善の措置、⑦苦情など解決責任者への最終報告、⑧苦情申立者に対する報告。

(2) 事業者以外の苦情等窓口

市 町 (田布施町の方)	受付窓口	田布施町役場 健康保険課
	住所	山口県熊毛郡田布施町下田布施 3440-1
	電話番号	0820-52-5809
	受付日時	8：30～17：15 (土日、祝日及び年末年始を除く)
市 町 (平生町の方)	受付窓口	平生町役場 健康保険課 介護保険班
	住所	山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1
	電話番号	0820 - 56 - 7115
	受付日時	8：30～17：15 (土日、祝日及び年末年始を除く)

国民健康保険 団体連合会	受付窓口	国民健康保険団体連合会
	住所	山口県山口市朝田 1980 - 7
	電話番号	083-925-2003
	受付日時	9 : 00～17 : 00 (土日、祝日及び年末年始を除く)

(個人情報の使用など及び秘密の保持)

第 29 条 事業者及び事業所のサービス従業者は、利用者又はその家族の個人情報を保持します。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。事業者は予め書面により同意を得た場合は、サービス担当者会議等、また利用者の安全確保の為必要な場合に、当該個人情報を使用することができます。

(サービスの外部評価の実施状況について)

第 30 条 当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行なっています。

- ・実施の有無、実施した直近の年月日、外部評価機関名、評価結果の開示状況

(業務継続計画の算定等)

第 31 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

別表（（介護予防）小規模多機能居宅介護）

（サービス利用料金）

サービス利用料金は、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠した金額となり、利用者は事業者に対して、下記のサービス利用料金から保険給付額を控除した金額（以下、「利用者負担額」とします。）を支払うものとします。利用者負担額については、負担割合証に基づき負担割合を確認し請求するものとします。法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠の額（介護報酬告示の額）全額になります。

1 同一建物居住者以外の登録者に対して行なう場合

	サービス利用料金／1ヶ月	利用者負担額 (1割)／1ヶ月	利用者負担額 (2割)／1ヶ月	利用者負担額 (3割)／1ヶ月
要支援1	34,500	3,450	6,900	10,350
要支援2	69,720	6,972	13,944	20,916
要介護1	104,580	10,458	20,916	31,374
要介護2	153,700	15,370	30,740	46,110
要介護3	223,590	22,359	44,718	67,077
要介護4	246,770	24,677	49,354	74,031
要介護5	272,090	27,209	54,418	81,627

2 当事業者は、上記サービス利用料金以外の金額を加算します。

	加算料金 /1日	利用者負担額 (1割)／1日	利用者負担額 (2割)／1日	利用者負担額 (3割)／1日
初期加算	300			
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	8,000	800	1,600	2,400
認知症加算Ⅲ	760			
認知症加算Ⅳ	460			

注1) 初期加算は、利用者が当事業所に登録してから起算して30日以内の期間について1日につき、上記の料金を加算します。又、30日を越える病院又は診療所への入院後にサービスの利用を再開した場合も、同様に30日以内の期間は、上記の料金を加算します。

注2) 総合マネジメント体制連携加算Ⅰは、事業所が厚生労働大臣の定めるに適合し、サービスの質を継続的に管理した場合に上記の料金を加算します。

注3) 認知症加算Ⅲは、日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して上記の料金を加算します。

注4) 認知症加算Ⅳは、要介護2である者であって、日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して上記の料金を加算します。

注5) 介護職員の賃金の改善等厚生労働大臣が定める基準に適合し、指定権者に届出をした場合には、その基準で規定されている区分に従い、介護職員処遇改善加算として、以下の割合でサービス利用料金に割増料金を加算します。

	算定	サービス利用料金に割増料金を加算
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		14.6%

3 利用者が本サービスを月途中で登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日。登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日。

4 本契約の有効期間中、介護保険関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改正が必要となった場合には、改正後の金額を適用します。この場合、事業者は、法令改正後速やかに利用者に対し、改正の施行時期及び改正後の金額を通知します。

事業者は、利用者又はその家族並びに連帯保証人に対し、本重要事項説明書により重要事項について令和 年 月 日説明を行ない、利用者又はその家族並びに連帯保証人は、サービスの提供開始、重要事項について同意し交付しました。

同意日及び交付日 令和 年 月 日

<利用者> 住所

氏名

印

<署名代行人> 住所

氏名

印

利用者との関係

<家族代表> 住所
(身元引受人)

氏名

印

利用者との関係

<連帯保証人> 住所

氏名

印

<事業者>

事業者名 株式会社星天の和

住所 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 384 - 3

代表者 代表取締役 田村 敏則

印

事業所名 小規模多機能居宅介護 縁

住 所 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 3 8 4 - 3

説明者

印